

低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（履行状況の確認）

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）が、千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査時に提出した低入札価格調査報告書（以下「報告書」という。）の内容（労務単価、履行体制、配置予定技術者等）について、契約期間中において、履行状況を確認するものとする。

2 甲は、前項の確認のため、乙に対し、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

（調査及び情報提供）

第3条 甲は、前条第2項の乙が提出した関係書類の内容を確認するため、必要に応じて調査を行うことができる。この場合、乙は調査に協力する義務を負う。

2 甲は、必要と認めた時は、乙から提出のあった書類を労働基準監督署等関係機関に対し提供することができる。

（契約解除）

第4条 甲は、前条第1項の調査により、乙が報告書の内容に従って業務を履行していないことが判明した場合は、乙に対し弁明を求め、乙に正当な理由があると認められない場合は、甲は乙に対し、報告書の内容に従った履行を指導するものとする。乙が甲の指導に従わない場合は、甲は、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。